

駐車監視員資格者講習開催のご案内

《岩手県警察》

【開催日時】

- ◎ 講義 令和6年7月4日(木)、5日(金)の2日間
午前8時30分～午後5時00分(両日とも)
- ◎ 考査 令和6年7月11日(木)
午前9時30分～午前11時00分

【講義開催場所】

- ◎ 盛岡市内丸8番10号
岩手県警察本部2階 聴聞室
Tel (019)653-0110



【講習定員】

- ◎ 10人(定員に達した場合は、申込みを打ち切ります。)

【申込期間】

- ◎ 令和6年5月13日(月)～6月7日(金)

【講習手数料】

- ◎ 20,000円(テキスト代金を含みます。)
- ※ 講習初日に、岩手県収入証紙により納付してください。

【受講手続き等】

- ◎ 受講申込書に顔写真
申込前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身
無背景、縦3.0cm×横2.4cmのもの
を貼付して、岩手県警察本部交通指導課に申請してください。
持参しての受付は 平日の9時30分から17時00分 です。
郵送により受講申込書を提出する場合は
6月7日までの消印があるもの
に限り受け付けます。
受講申込書は、岩手県警察本部交通指導課で配布するもののほか、様式を
ダウンロードしA4用紙に印刷してご利用下さい。

【その他】

- 1 講習には、運転免許証等の身分を明らかにする書類及び筆記用具を持参してください。
- 2 駐車監視員資格者証を取得するには、考査で合格した者に発出される修了証明書を得た上で、交付申請(手数料9,900円)をして審査を受ける必要があります。
〈審査により資格者証を交付できない例〉 ※受講申込書裏面に記載
 - ・ 18歳未満の者
 - ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・ 一定の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者、暴力団関係者、アルコール・麻薬中毒者等
- 3 実際に放置車両確認事務を行うためには、駐車監視員資格者証を取得した上で、委託契約を受けた法人に所属することが必要です。
- 4 その他、不明な点があれば、下記問い合わせ先までお問い合わせください。



- ◎ 申し込み(問い合わせ)先 (平日9時30分から17時00分まで)
〒020-8540
盛岡市内丸8番10号 岩手県警察本部 交通指導課放置駐車係
電話(019)653-0110